

社民党 2013 年度射水市予算編成要望に対する市長回答

要望事項	回 答
<p>1 各地域振興会の活動に対し、引き続き地域の実情を踏まえた指導・援助を徹底すること。</p> <p>2 地域防災について 災害発生時には、水とトイレが特に必要となるので、この確保に万全を期すこと。また、特定の避難場所に避難者が殺到することを防ぐためにも、各家庭で簡易トイレ等の備えがなされるように周知・啓発に努めること。 災害発生時における市民病院と市内の民間医療機関との連携体制を構築すること。</p> <p>避難計画について 津波ハザードマップについては、自主防災組織と連携して、きめ細かな（地域、町内ごとの）避難ルートを設定し、住民に周知徹底すること。 自立歩行できない人などの要援護者の避難に万全を期すとともに、個別支援計画については、定期的に点検・見直しを行うこと。</p> <p>防災対策の推進には、自主防災組織との連携の重要性が格段に高まっていることから、その実動力の向上をめざし、指導、啓発、支援を強めること。</p>	<p>射水市協働のまちづくり推進条例の施行を機に、市民のまちづくりへの参画が一層高まっていくことを期待しているところであり、市としても地域振興会等との連携をさらに深めながら、地域全体の活力（地域力）を高めていくことが重要であると考えております。</p> <p>今後とも、地域振興会を定期的に巡回し、その都度必要な助言や支援等を実施してまいります。</p> <p>避難場所への備蓄品は毎年計画的に購入・配備しております。また、出前講座などで3日分の水、食料、簡易トイレの備蓄の周知啓発を行っており、継続して実施してまいります。</p> <p>災害発生時の市内の医療機関との連携については、射水市医師会が災害時対応マニュアルを作成中であり、その協議決定に基づき連携を図ってまいります。</p> <p>3月から津波浸水地区を中心にワークショップの開催を予定しており、自治会単位など地域の実情に応じた避難マップづくりなどを行ってまいります。</p> <p>災害時の要援護者避難については、昨年度、災害時要援護者支援台帳を見直し、地域における避難支援体制を整備したところであり、また、個別支援計画については、要援護者支援に携わる地区社会福祉協議会等において適切に点検、見直し等の管理ができるよう支援に努めてまいります。</p> <p>県の補助事業を活用して自主防災組織への津波対策資機材の整備を図るほか、昨年から3か年計画で実施している防災士の養成事業を引き続き実施し、来年度末には各</p>

<p>3 原子力防災について</p> <p>志賀原子力発電所の再稼働については、直下の S - 1 断層が活断層であると疑われていることもあるので、射水市を含めた富山県内の周辺自治体の同意が得られない限り行わないよう北陸電力に申し入れること。</p> <p>志賀町と同等の安全協定を本市とも締結するよう北陸電力に申し入れること。</p> <p>原子力規制委員会が公表した放射能拡散予測は、全く信頼がおけず、これに基づき防災対策を策定しようとも策定のしようがないのが実情であることから、富山県独自で信頼のおける拡散予測調査を行うよう、県に申し入れること。</p> <p>安定ヨウ素剤の迅速かつ確実な配布体制を確立すること。</p> <p>再生可能エネルギーの活用施策を推進すること。</p>	<p>地域振興会に防災士を配備する予定であります。今後も出前講座を積極的に開催するなど、地域との連携を図りながら、防災意識の高揚と啓発を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波対策資機材整備事業 2,000千円 ・防災士養成研修講座 354千円 <p>国の原子力規制委員会において、7月を目途として、原発の再稼働を判断するための新安全基準の策定を進めているところであり、この基準に対する国の動向を注視しながら、西部6市及び県と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>安全協定については、県、氷見市及び北陸電力との間で3回の実務者による協議が行われており、県は立地県と同等の安全確保に向けて協議するとしております。今後、氷見市を除くPPA圏の西部5市と歩調を合わせ、対応してまいりたいと考えております。</p> <p>国・県において環境放射線モニタリング体制の整備や緊急時迅速放射能影響予測（SPEEDI）の整備を進めており、その動向を注視しながら、西部6市及び県と連携してまいりたいと考えております。</p> <p>県からの提供と市独自の購入により、全市民に配布できるヨウ素剤は確保されております。今後は、市民病院、医師会及び薬剤師会等と連携し、迅速かつ適切に配布を行える体制づくりに努めてまいりたいと考えております。</p> <p>国において太陽光発電など自然エネルギーを活用した新たな政策を推進する必要があると考えておりますが、市では、単独で事業に取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置補助金 5,000千円 ・家庭用小型風力発電機設置補助金 250千円
--	--

4 地域公共交通の充実について

北陸新幹線開業後の並行在来線の運営については、経営の健全化に向け十分に精査した計画を求めるとともに、現行運賃の維持など市民の利便性の確保に努めるよう関係機関に働きかけること。

新湊大橋の歩行者用エレベーター昇降口への公共交通によるアクセスを整備すること。また、歩行者・自転車等の通行における安全確保及び交番の設置やみなと交流館などの既存施設を有効活用するなど、防犯体制に万全を期すこと。なお、渡船については、地元住民と十分に協議を行うこと。

コミュニティバスについては、障がい者、高齢者、年少者などの交通弱者にとって利用しやすいものとする。

5 障がい者福祉について

本年4月の「障害者総合支援法」の施行については、国と自立支援法違憲訴訟団との「基本合意」及び障がい者制度改革推進会議・社会福祉部会の「骨格提言」と乖離したものであることを十分に踏まえるとともに、相談支援体制の充実などの事務・事業の増大に対応できるよう態勢を整備すること。

専任の手話通訳士を正規職員として採用すること。

6 高齢者福祉や介護予防の観点から、足洗老人福祉センターを今後も有効に活用すること。

経営計画概要が取りまとめられつつある中で、今後、具体的な施策内容を検討するに当たり、利用者の視点に立った実効性のあるものとなるよう、富山県並行在来線対策協議会を通じて県に働きかけてまいります。

新湊大橋の歩行者用エレベーター昇降口への公共交通によるアクセスについては、引き続き検討してまいります。

歩行者自転車道については、連絡通路を含め、国において監視カメラ29台、押しボタン通報装置25台、非常電話3台などが整備され、引き続き、安全確保のためのソフト対策について、国や県と協議を継続してまいります。

渡船については、地元と関係機関との協議があるものと考えていますが、市としては、地元の意見を尊重してまいりたいと考えております。

コミュニティバスの運行を委託している事業者には、可能な範囲で低床車両を供用するよう働きかけております。

- ・低床式車両2台導入予定

障害者総合支援法の運用に当たっては、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者福祉サービスの充実を念頭において取り組んでまいります。また、地域活動支援センターや関係機関と連携をとりながら、新しい事務や事業量の増大に対応できる体制を整えてまいります。

手話通訳士の資格を有する行政職員の採用に努めてまいります。

平成25年度から平成27年度まで射水市社会福祉協議会を引き続き指定管理事業者として指定し、管理運営を行うこととしており、当面は当該施設の活用を図り、高

<p>7 保育料の第3子以降無料化及び病後児保育の拡充を図ること。</p>	<p>年齢者の福祉の増進に努めてまいります。</p> <p>第3子以降の保育料（保育園・幼稚園）を無料化し、少子化対策の一層の拡充並びに定住人口の増加を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降保育料（保育園・公立幼稚園）の無料化に伴う歳入減 46,900千円 ・幼稚園就園奨励費（私立幼稚園）のうち第3子以降無料化に伴うもの 3,000千円 <p>病後児保育の拡充については、今後の需要等に対応できるよう検討してまいります。</p>
<p>8 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業を継続すること。</p>	<p>これらの疾病が重篤性であることやワクチンの有効性が高いこと等を踏まえ、今後も事業を継続してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチン 23,490千円 ・ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン 52,332千円
<p>9 妊婦健康診査（14回）の公費負担を継続すること。</p>	<p>安心して子どもを産み育てるための重要な施策として、今後も事業を継続してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査 71,478千円
<p>10 連合富山射水地区協会の補助金については、現行水準を維持すること。</p>	<p>補助金の用途及び活動内容を十分に調査し、慎重に判断してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合富山射水地区協議会補助金 800千円
<p>11 雇用対策について</p> <p>これまでの緊急雇用創出事業の成果を踏まえ、市民福祉・サービスの維持に必要な事業については市単独で継続すること。</p> <p>離職者能力再開発訓練奨励金及び雇用安定化助成金を継続すること。</p> <p>ワークセンター射水にハローワーク本所にできるだけ近い機能を持たせるよう国に強く働きかけること。</p> <p>市関連機関及び市内事業所における</p>	<p>必要な事業については、緊急雇用創出基金事業などを活用し、実施してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出基金事業 106,461千円 <p>継続して実施してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職者能力再開発訓練奨励金 10,000千円 ・雇用安定化助成金 1,500千円 <p>ワークセンター射水の利便性の向上については、機能充実や強化について引き続き要望してまいります。</p> <p>障がい者雇用の促進を図るため、障害者</p>

<p>障がい者雇用の一層の向上を図ること。</p>	<p>雇用奨励金制度を設けており、引き続き富山労働局及び高岡公共職業安定所等の関係機関と連携し、平成25年度から引き上げとなる法定雇用率を順守するよう周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用奨励金 120千円
<p>12 観光振興については、「観光・ブランド戦略プラン」に謳われている行動計画を具体的に実行すること。特に、新湊大橋への集客については、富山新港東西両埋立地周辺への宿泊・観光集客施設の誘致等、環境整備を強力に推進すること。</p>	<p>「地域イメージの向上」と「交流人口の増加」を目標に「観光・ブランド戦略プラン」を策定したところであり、このプランに沿った事業に取り組むことにより、地域経済の活性化を図っております。</p> <p>新湊大橋の集客については、今年度、射水市宿泊・観光集客施設立地促進助成金制度を創設し、集客施設の誘致に取り組んでおり、引き続き、この助成制度をPRしながら、誘致活動を行ってまいります。</p>
<p>13 TPP協定交渉への参加に向けた協議については、参加を前提とせず、国内への影響を深く検討し、広く国民に情報を公開するとともに、日本の食糧と地域の農業・農村など国民の財産を守り抜くよう、国に強く要請すること。</p>	<p>交渉への参加のあり方に関しては、国内の農業に及ぼす影響を十分に考慮し、食の安全・安心、食糧自給率の向上、農業農村の振興などに万全の配慮をするよう、国に対して強く要望しているところであります。</p>
<p>14 昨今のゲリラ豪雨に対応するため、雨水対策事業については、基本計画に基づき積極的に推進すること。また、周辺に河川がなく国営農地防災に排水を頼らざるを得ない地区への対応については、国に対し、ゲリラ豪雨にも十分対応できるよう排水能力の向上等を働きかけること。</p>	<p>雨水対策基本計画に基づき、緊急性の高い地区を重点的に取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老江雨水ポンプ場整備事業 18,100千円 ・鷲塚地内嬰川排水区雨水対策工事 141,000千円 ・大門・大島雨水幹線管渠工事 11,000千円 ・小島4区雨水対策検討 2,000千円 ・水源町地区・八塚地区水路壁嵩上工事 5,700千円
<p>15 早急に不明水対策を講じること。</p>	<p>不明水対策については、その原因を追究するとともに長寿命化計画事業(改築工事)と合わせ、効果的な対策に取り組んでまいります。</p>
<p>16 教育について 通級指導教室を拡充すること。</p>	<p>通級指導教室の拡充については、県教育</p>

<p>小中学校学習サポーターについては、現行水準の配置を維持すること。</p> <p>実態に即して外国人相談員の増員、並びにTT指導員の適正配置を図ること。</p>	<p>委員会に要望してまいります。</p> <p>学習環境を充実するため学習サポーターを配置してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習サポーターの配置(27名) 26,556千円 外国人相談員の確保に努めるとともに、TT指導員を配置し学習環境の充実に努めてまいります。 ・外国人相談員(県教育委員会派遣) ・TT指導員(8名) 19,958千円
<p>17 曳山への支援体制について</p> <p>緊急の場合にも適用できるように、修理に対する補助規定を見直すこと。また、これから修理しなければならない曳山や世帯数が少なく維持・保身に苦慮している山車町が少なくないことから、曳山への支援についての基本方針を確立すること。</p> <p>国の文化財指定となるよう強力に働きかけること。</p> <p>全国の自治体における曳山への助成のあり方や文化財指定状況について調査すること。</p>	<p>緊急時の修理補助については、5年の経過措置は適用除外と要綱に規定しておりますので、弾力的に運用してまいります。</p> <p>支援の基本方針については、現在、有形民俗文化財として「曳山車」を指定し、その修理を支援していますが、市内の他の指定有形・無形民俗文化財の取扱いや全国的な動向なども参考に、支援の方策を研究したいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曳山車修理事業補助金(四十物町、荒屋町、紺屋町) 6,000千円 <p>高い評価が得られるよう、本市の曳山の調査研究を進めているところであり、継続して取り組んでまいります。</p> <p>平成16年に「山・鉾・屋台等に関するアンケート調査」を実施し、全国42自治体54団体から曳山への助成等についての回答を得ており、それを参考に現行の補助規定を検討しました。将来の再調査に備え、全国の指定状況の把握に努めてまいります。</p>
<p>18 市民病院の7対1看護体制への移行については、看護師などの医療スタッフに過重な負担とならぬよう充分に人員を確保し、公正労働基準を厳守すること。</p>	<p>7対1看護体制に伴う看護師配置については、適正な人員確保に努め、労働基準を順守してまいります。</p>